

日光市長 斎藤 文夫



んでまいりました。

平成20年を振り返ってみますと、3月にまちづくりの基本的な指針として日光市総合計画を策定するとともに、4月にはまちづくりの最高規範として位置づけた、日光市まちづくり基本条例を施行いたしました。

8月に開催された北京オリンピックに、男子バレーボールの齋藤信治選手、女子ホッケーの小森皆実選手、駒澤李佳選手が出場。9月に開催された北京パラリンピックに、女子シッティングバレーボールの金田典子選手が出場しました。いずれも日光市として初めての出場であり、私たちに夢と感動を与えてくれました。その栄誉をたたえ、11月23日に市民栄誉賞をお贈りいたしました。

開催した日光そばまつりでは、来場者数が過去最高の13万1,000人を記録しました。JR・東武直通特急列車の利用者が100万人を突破、日光市温泉保養センターやおの湯の利用者が30万人に達するなど、観光客数も回復傾向にあります。また、第8回全国山野草・つみ草サミットin日光が湯西川で開催され、好評を博しました。

企業の立地も好調で、日光轟工業団地には、6月にキューピー醸造株式会社が着工し、11月には沖繩の株式会社ホクガンの新工場が竣工いたしました。

さて、平成21年は、世界遺産「日光の社寺」が登録から10周年を迎えます。また、2月22日に実施される日光検定は、受付開始から3日で定員の300名に達するという好評ぶりです、大変うれしく思っております。このような状況を踏まえ、歴史や地域特性をキーワードに、豊かな自然や歴史的な文化遺産、良質な温泉などの恵まれた観光資源を有効

に活用し、「国際観光文化都市・日光」として、観光産業振興に取り組んでまいります。

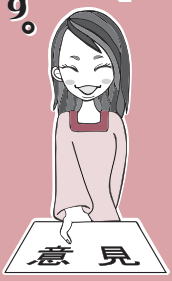
その一つとして、1月に台湾の古都である台南市と観光友好都市の盟約締結を予定しております。観光友好都市とは、観光に特化し、交流や誘客を図るものです。現在、日光市には年間約8万人の外国人宿泊客が訪れており、国別の宿泊者数では、台湾が2万5,000人と全体の30%を占め、第1位であります。このことから、台湾との盟約締結を進めてまいります。本年の干支である丑は、十二支の中で最も粘り強く誠実であるといわれております。今後も、引き続き行政改革を進めるとともに、市民の皆さまに「住んでよかった」、訪れる方々に「また来たい」と思ってもらえるよう、皆さまの力を添えを賜りながら、粘り強く、誠実に市政経営に全力で取り組んでまいります。本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

国際観光文化都市・日光の創造を目指します。

新年、明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

早いもので、日光市として3度目の正月を迎えました。これまで「一体感の醸成」と「各地域の均衡ある振興・発展」を最大の命題として、市政経営に取り組

パブリックコメント
次の4つの計画(案)に対する、
皆さんからの意見を募集します。



◆日光市地域新エネルギービジョン
「産業創造・日光新エネルギー導入ビジョン」(原案)

このビジョンは、環境への負担が懸念される産業分野を中心に、環境に優しい新エネルギー導入などについて検討し、環境と調和のとれた産業の振興や発展を目指すものです。

公表資料 日光市地域新エネルギービジョン「産業創造・日光新エネルギー導入ビジョン」(原案)およびビジョンのあらまし(原案)
資料の閲覧及び意見の提出期間 12月25日(木)～1月16日(金)
担当部署(提出先)及びくわしくは 〒321-1292 今市本町1番地 商工課工業係(本庁第2庁舎1階)
☎(21)51336・FAX(21)51211
Eメール spokko@city.niko.lg.jp

◆日光市食育推進計画(原案)
さまざまな食の問題から心身の健康を守るために、家庭や学校、地域などを中心に食育の推進に取り組む必要があります。この計画は、食育についての目標を設定し、今後の食

育に関する取り組みを総合的・計画的に推進するためのものです。
公表資料 日光市食育推進計画(原案)
資料の閲覧及び意見の提出期間 12月25日(木)～1月26日(月)
担当部署(提出先)及びくわしくは 〒321-1262 平ヶ崎109 健康課健康係(今市保健福祉センター内)
☎(21)2756・FAX(21)2968
Eメール kenkou@city.niko.lg.jp

◆日光市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画(原案)

この計画は、地域における高齢者の実態とサービスの需要を把握するとともに、必要となるサービス内容や量などを予測し、サービス提供体制を整えるためのものです。これにより、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

公表資料 日光市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画(原案)
資料の閲覧及び意見の提出期間 12月26日(金)～1月23日(金)
担当部署(提出先)及びくわしくは

◆日光市都市計画マスタープラン(原案)

この計画は、都市計画法に基づき、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、市全域を対象としています。なお、意見募集期間中に、各地域で説明会を行います。詳しくは、24ページをご覧ください。
公表資料 日光市都市計画マスタープラン(原案)
資料の閲覧及び意見の提出期間 1月5日(月)～2月4日(水)
担当部署(提出先)及びくわしくは 〒321-1292 今市本町1番地 都市計画課都市計画係(本庁第3庁舎1階)
☎(21)5102・FAX(21)5176
Eメール foshi-keikaku@city.niko.lg.jp

◆各意見募集に共通の項目

資料の閲覧場所及び開設時間
○各担当部署
○情報公開コーナー(本庁舎2階)
○各総合支所・支所・出張所
※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時30分

○各公民館・図書館
○市民サービスセンター
※各施設の開設日・開設時間
○市ホームページ
意見を提出できる方
○市内に在住または通勤・通学している方
○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体

○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体
意見の提出方法 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・Eメール・市ホームページ提出
※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。
※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
提出意見の取り扱い
○提出していただいたご意見は、計画策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。
○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
○意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名など)は公表しません。